

評議員、理事及び監事報酬規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人水天宮福祉会の評議員、理事及び監事（以下、役員等という。）の報酬及び費用に関する事項を定めることを目的とする。

（報酬）

第2条 役員等には報酬を支給する。ただし、当法人が運営する施設の職員を兼ねる役員等には支給しない。

2 報酬は現金又は銀行振込で支給する。

（報酬の額）

第3条 報酬の額は、別表第1の定めるところによる。

（計算期間）

第4条 報酬の計算期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。

（支給日）

第5条 報酬の支給日は、計算期間内の5月若しくは6月に開催される理事会及び評議員会の開催日とする。

（費用）

第6条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて旅費を支給する。

2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

（改正）

第7条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より適用する。

この規程は、平成30年4月1日より改正適用する。

別表第 1 （第 3 条関係）

役 職 名	報 酬 額
評議員、理事及び監事	年額 20,000 円